

アンゴラ工業所有権機関

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 AO. I

略語のリスト

国内官庁： アンゴラ工業所有権機関

指定（又は選択）官庁 AO	アンゴラ工業所有権機関	概要 AO
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	ポルトガル語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	要求されない	
国内手数料 ²	通貨：クワンザ（AOA） 特許について： 出願及び公開手数料，15個の請求の範囲まで … AOA 27,722 15個を超える各請求の範囲につき …………… AOA 792 実用新案について： 出願及び公開手数料，15個の請求の範囲まで … AOA 13,464 15個を超える各請求の範囲につき …………… AOA 792	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間の終了から21日以内に支払をしなければならない。

AO	アンゴラ工業所有権機関 (続き)	AO
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>出願人がアンゴラに居住していない場合には、代理人の選任³ 代理人の選任書面(選任書又は委任状)が要求される³ 発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{4,5} 出願人の出願及び特許付与の資格に関する申立て又は通知^{4,5} 国際出願の翻訳文2通 国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁵ 該当する場合には、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リスト</p>	
誰が代理人として行為できるか?	アンゴラにおいて国内官庁に対して出願人を代理することが承認されている代理人又は弁護士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手續

AO. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

AO. 02 手数料（支払方法）

本章及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AO. I に概説されている。

AO. 03 審査

国内官庁は特許出願の実体について審査を行うか、又は審査を手配する。審査請求は国際出願日から3年以内に行わなければならない。審査請求は附属書AO. I に表示する手数料の支払を条件とする。

AO. 04 委任状

出願人がアンゴラに居住していない場合には、委任状の提出によって代理人を選任しなければならない。国内段階移行時に委任状が未提出の場合には、国内段階移行期間の終了から2箇月以内に提出することができる。

PCT Art. 28
41

AO. 05 出願の補正及びその時期

出願人は、出願主題の範囲を拡張しないことを条件として、国際出願における請求の範囲、明細書、図面の補充又は訂正が可能である。出願人は、国際出願の処理中及び付与後に自発的な補正が認められる。これらの補正は附属書AO. I に示す手数料の支払を条件とする。

AO. 06 国内官庁は、国際調査報告及び国際予備審査報告を適切に考慮した後に、出願が特許性の判断基準を満たしていないと結論づける場合、出願人にその旨を通知し、自身の意見書の提出、及び必要であれば事案の再考請求を伴う出願の補正書の提出を要求する。国内官庁は意見書及び補正書の提出のために、2箇月以上6箇月以下の期間を認める。

AO. 07 年金

年金は国際出願日の各年の応当日の前日が支払期日となる。国内官庁は年金支払期日前の遅くとも1箇月前までに、年金支払に関する案内書を出願人に発行する。年金は割増料（額については附属書AO. I 参照）の支払を条件として、期日後6箇月まで支払が可能である。国際段階で支払期日が到来した年金は、国内段階移行期間の終了まで支払不要である。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis

AO. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。出願人は長官の裁量に基づき、規則及び実施細則で定める期間の延長が認められる。この延長は、期間が既に終了している場合であっても認めることができる。

PCT Rule 49bis.1
(a), (b)
76.5

AO. 09 実用新案

出願人がアンゴラにおいて、国際出願に基づき、

(i) 特許に代えて、又は

(ii) 特許に追加して、

実用新案登録の取得を希望する場合、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

AO. 10 国際出願が特許に代えて実用新案登録を求めるものである場合、その要件は基本的に特許の場合と同じである。国内段階移行のために適用される期間はPCT第22条又は第39条(1)に基づく31箇月であり、実用新案の保護期間は国際出願日から15年である。

AO. 11 国際出願が実用新案登録及び特許の両方を求める場合、出願人は国内段階移行期間内に次の要件を充足しなければならない。

(i) 国内段階移行から21日以内に、特許及び実用新案の両方について2件分の出願手数料を支払う。

(ii) 国際出願がポルトガル語によるものでなければ、明細書及び少なくとも1つの請求の範囲を含むポルトガル語翻訳文2通を提出する。

AO. 12 出願変更

特許についての国際出願を実用新案出願に変更可能であり、その逆も可能である。特許出願から実用新案出願への変更は国内段階移行日から60日以内に行わなければならない。60日の期間終了後であっても、特許出願の実体審査が行われていない限り、出願人は引き続き国内官庁長官に申請することができる。

手 数 料

(通貨：クワンザ (AOA))

特 許

次を含む国内手数料：

－出願手数料及び公開手数料，15個の請求の範囲まで	27,722
－15個を超える各請求の範囲	792
審査手数料	27,280
譲渡，移転，補正等の登録手数料	10,032
年金（国際出願日の各年の応当日に支払う）：	
－第1年度	3,784
－第2年度	4,050
－第3年度	4,400
－第4年度	5,016
－第5年度	5,368
－第6年度	5,632
－第7年度	6,248
－第8年度	6,600
－第9年度	6,952
－第10年度	7,568
－第11年度	7,832
－第12年度	8,184
－第13年度	8,448
－第14年度	9,064
－第15年度	9,680

6箇月以内の年金の遅延支払の割増料 手数料の50%追加

6箇月経過後の年金の遅延支払の割増料 手数料の3倍額

実用新案

次を含む国内手数料：

－出願手数料及び公開手数料，15個の請求の範囲まで	13,464
－15個を超える各請求の範囲	792
審査手数料	17,336
譲渡，移転，補正等の登録手数料	10,032
年金（国際出願日の各年の応当日に支払う）：	
－第1年度から第5年度，各年	2,816
－第6年度から第10年度，各年	3,520
－第11年度から第15年度，各年	4,136

手数料の支払方法

アンゴラ工業所有権機関に対する手数料支払はクワンザ建で行う。すべての支払には出願番号（判明している場合には国内番号，国内番号が不明であれば国際番号）を表示しなければならない。手数料の支払は銀行小切手で行うことができる。